

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第59条
第1項の規定に基づく指定自立支援医療機関(育成医療・更生医療)の
指定等に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「法」という。)第59条第1項の規定に基づく指定自立支援医療機関(育成医療及び更生医療に係るものに限る。以下「指定医療機関」という。)の指定等については、法、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令(平成18年政令第10号)、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則(平成18年厚生労働省令第19号。以下「省令」という。)及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の施行に関する規則(平成18年相模原市規則第110号。以下「規則」という。)に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(指定自立支援医療機関が担当する医療の種類)

第2条 指定医療機関は、次に掲げる医療の種類の一部又は全部を担当する。

- (1) 眼科に関する医療
- (2) 耳鼻咽喉科に関する医療
- (3) 口腔に関する医療
- (4) 整形外科に関する医療
- (5) 形成外科に関する医療
- (6) 中枢神経に関する医療
- (7) 脳神経外科に関する医療
- (8) 心臓脈管外科に関する医療
- (9) 心臓移植に関する医療
- (10) 腎臓に関する医療
- (11) 腎移植に関する医療
- (12) 小腸に関する医療
- (13) 肝臓移植に関する医療
- (14) 免疫に関する医療
- (15) 歯科矯正に関する医療

(1 6) 薬局

(1 7) 訪問看護

(申請書等の様式)

第 3 条 規則第 3 8 条第 1 項第 1 号に規定する指定自立支援医療機関(育成医療・更生医療)指定(更新)申請書(病院又は診療所用)は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の施行に関する規則の規定に基づき様式を定める要綱(平成 2 4 年 4 月 1 日施行。以下「様式要綱」という。)の第 4 1 号様式とする。

2 規則第 3 8 条第 2 項第 1 号に規定する指定自立支援医療機関(育成医療・更生医療)指定(更新)申請書(薬局用)は、様式要綱の第 4 3 号様式とする。

3 規則第 3 8 条第 3 項第 1 号に規定する指定自立支援医療機関(育成医療・更生医療)指定(更新)申請書(指定訪問看護事業者等用)は、様式要綱の第 4 5 号様式とする。

4 規則第 4 0 条第 1 号に規定する指定自立支援医療機関(育成医療・更生医療)変更届出書は、様式要綱の第 4 7 号様式とする。

5 規則第 4 1 条に規定する指定自立支援医療機関休止・廃止・再開等届出書は、様式要綱の第 4 9 号様式とする。

6 規則第 4 2 条に規定する指定自立支援医療機関指定辞退届出書は、様式要綱の第 5 0 号様式とする。

(指定医療機関の指定基準)

第 4 条 指定医療機関は、次の各号のいずれにも該当していなければならない。

(1) 指定自立支援医療機関(育成医療・更生医療)療養担当規程(平成 1 8 年厚生労働省告示第 6 5 号。以下「療担規程」という。)に基づき、懇切丁寧な自立支援医療が行える医療機関又は事業所であり、かつ、病院及び診療所にあつては、原則として現に自立支援医療の対象となる身体障害の治療を行っていること。

(2) 患者やその家族の要望に応じて、各種医療及び福祉制度の紹介や説明、カウンセリング等が行えるスタッフについて体制が整備されていること。また、指定医療機関のうち病院及び診療所にあつては、自立支援医療を行うため、担当しようとする医療の種類について、その診断及び治療を行うために十分な医療スタッフ等の体制及び医療機器等の設備を有し、適切な標榜科が示されていること。

(3) 前 2 号に掲げるもののほか、別表第 1 に掲げる体制、設備等の要件に該当し

ていること。

(4) 病院又は診療所にあつては、指定自立支援医療を主として担当する医師又は歯科医師が、次に掲げる要件を満たしていること。

ア 当該指定医療機関における常勤の医師又は歯科医師であること。

イ それぞれの医療の種類の特科科目につき、適切な医療機関における研究及び診療従事年数が、医籍又は歯科医籍登録後から通算して5年以上あること。

ただし、専門科目の名誉教授、前教授及び現職の教授は、この限りでない。

ウ 中枢神経、心臓移植、腎臓、腎移植、小腸、肝臓移植又は歯科矯正に関する医療を主として担当する医師又は歯科医師にあつては、ア及びイに掲げる要件のほか、別表第2の要件を満たしていること。

2 前項第4号イに規定する適切な医療機関とは、大学専門教室(大学院を含む。)、医師法(昭和23年法律第201号)第16条の2第1項の規定に基づく臨床研修指定病院又はそれぞれの医療の分野における関係学会の規約、規則等に基づく教育病院、教育関連病院等とする。

(意見の聴取)

第5条 市長は、指定医療機関の申請について、その専門性の審査に必要があると認めるときは、相模原市社会福祉審議会身体障害者福祉専門分科会審査部会の意見を聴くことができる。

(指定医療機関の指定)

第6条 市長は、指定医療機関の申請について、第4条の指定基準を満たすと認めるときは、指定医療機関として指定するものとする。

2 指定年月日は、原則として前項の規定により指定することを決定した日の属する月の翌月初日とする。

3 市長は、第1項の規定により指定を決定したときは、当該医療機関に規則第38条第4項に規定する指定書を送付し、指定医療機関名簿に登録するとともに、関係行政機関に通知するものとする。

(指定の保留)

第7条 市長は、指定医療機関の申請について、その内容に不明な点があるときは、指定医療機関としての指定を保留することができる。

2 市長は、前項の規定により保留を決定したときは、当該医療機関にその旨を通知するものとする。

(指定申請の却下)

第 8 条 市長は、指定医療機関の申請について、法第 59 条第 2 項各号のいずれかに該当すると認めるとき又は第 4 条の指定基準を欠くと認めるときは、却下することができる。

2 市長は、前項の規定により却下を決定したときは、当該医療機関にその旨を通知するものとする。

(指定の更新)

第 9 条 第 6 条から前条までの規定は、法第 60 条の規定による指定の更新について準用する。

(指定医療機関の変更等)

第 10 条 市長は、変更届出書の提出があったときは、変更後の指定医療機関が第 4 条、別表第 1 及び別表第 2 に規定する指定基準を満たすものかどうかについて確認するものとする。

2 市長は、前項の規定による確認の結果、当該指定医療機関が指定基準に欠けると認めるときは、指定基準を満たすための措置を実施するよう通知するものとする。

3 市長は、第 1 項の規定による確認により当該指定医療機関が指定基準を満たすと認めるとき及び前項の規定による通知の後、当該指定医療機関が指定基準を満たすための措置を実施したと認めるときは、指定医療機関名簿に記載された事項を速やかに修正するとともに関係行政機関に通知するものとする。

(指定医療機関の担当する医療の種類の変更)

第 11 条 指定医療機関(病院又は診療所に限る。)は、担当する医療の種類を変更しようとするときは、第 3 条第 1 項に規定する申請書により、改めて申請するものとする。この場合において、変更前の担当する医療については、第 3 条第 5 項に規定する届出書又は同条第 6 項に規定する申出書により、届出又は申出をするものとする。

(指定辞退の届出の手續)

第 12 条 市長は、第 3 条第 6 項に規定する申出書の提出があったときは、法第 65 条に定める予告期間を経過した日をもって指定医療機関名簿から削除するとともに、関係行政機関に通知するものとする。

(委任)

第 13 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

(指定自立支援医療機関の指定申請等に関する要綱等の廃止)

2 次に掲げる要綱等は、廃止する。

(1) 指定自立支援医療機関の指定申請等に関する要綱(平成 18 年 4 月 1 日施行)

(2) 障害者自立支援法第 59 条第 1 項の規定に基づく指定自立支援医療機関の指定に関する基準(平成 15 年 4 月 1 日施行)

(経過措置)

3 申請書等の様式については、本要綱施行後当分の間、前項第 1 号の要綱による様式での申請を認めるものとする。

附 則

この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1 (第 4 条関係)

担当しようとする医療	体制、設備等の要件
心臓脈管外科に関する医療	心血管連続撮影装置及び心臓カテーテルの設備を有していること。
心臓移植に関する医療	移植関係学会合同委員会において、心臓移植実施施設として選定された施設であること。 なお、心臓移植術後の抗免疫療法を担当する医療機関にあつては、心臓移植術実施施設又は心臓

	<p>移植後の抗免疫療法の実績を有する施設との連携により心臓移植術後の抗免疫療法を実施できる体制及び設備を有している施設であること。</p>
腎臓に関する医療	<p>血液浄化療法に関する機器及び専用のスペースを有していること。</p>
腎移植に関する医療	<p>腎移植に必要な関連機器と血液浄化装置(機器)を有していること。</p>
肝臓移植に関する医療	<p>移植関係学会合同委員会において、肝臓移植実施施設として選定された施設であること又は「特掲診療科の施設基準等」(平成20年厚生労働省告示第63号)で定める生体部分肝移植術に関する施設基準を満たしている施設であること。</p> <p>なお、肝臓移植術後の抗免疫療法を担当する医療機関にあっては、肝臓移植術実施施設又は肝臓移植後の抗免疫療法の実績を有する施設との連携により肝臓移植術後の抗免疫療法を実施できる体制及び設備を有している施設であること。</p>
免疫に関する医療	<p>各診療科医師の連携により総合的なHIV感染に関する診療の実施ができる体制及び設備であること。</p>
薬局	<p>複数の医療機関からの処方せんを受け付けている保険薬局であり、次の要件を満たしていること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 2年以上の調剤実務経験のある管理薬剤師を有していること。 2 身体障害者に配慮した設備構造等が確保されていること。 3 管理者が過去に他の指定自立支援医療機関(精神通院医療を含む。)において、管理者としての経験を有している実績があること(新規に開局する薬局に限る。)

<p>指定訪問看護事業者等(健康保険法(大正11年法律第70号)第88条第1項に規定する指定訪問看護事業者又は介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者(同法第8条に規定する訪問看護を行う者に限る。)若しくは同法第53条第1項に規定する指定介護予防サービス事業者(同法第8条の2第3項に規定する介護予防訪問看護を行うものに限る))</p>	<p>原則として現に育成医療又は更生医療の対象となる訪問看護等を行っており、かつ、療担規程に基づき、適切な訪問看護等が行える事業所であり、そのために必要な職員を配置していること。</p>
---	---

別表第2(第4条関係)

<p>担当しようとする医療</p>	<p>主として担当する医師又は歯科医師の要件</p>
<p>中枢神経に関する医療</p>	<p>これまでの研究又は診療経験と育成医療又は更生医療で対象としている医療内容に関連性が認められるものであること。</p>
<p>心臓移植に関する医療</p>	<p>心臓移植関連学会協議会・施設認定審議会の施設認定基準における心臓移植経験者であること。</p> <p>なお、心臓移植術後の抗免疫療法については、臨床実績を有する者又は心臓移植術経験者など十分な臨床実績を有する者との連携を確保できるであること。</p>
<p>腎臓に関する医療</p>	<p>血液浄化療法に関する臨床実績が1年以上あること。</p>
<p>腎移植に関する医療</p>	<p>腎移植に関する臨床実績が3例以上あること。</p>

小腸に関する医療	中心静脈栄養法について20例以上、経腸栄養法について10例以上の臨床実績があること。
肝臓移植に関する医療	<p>生体部分肝移植術又は同種死体肝移植術に関する臨床実績が3例以上あること。</p> <p>なお、肝臓移植術後の抗免疫療法については、臨床実績を有する者又は肝臓移植術経験者など十分な臨床実績を有する者との連携を確保できる者であること。</p>
歯科矯正に関する医療	これまでの研究内容と口蓋裂の歯科矯正の臨床内容とに関連が認められ、かつ、臨床実績が5例以上のあること。